

福岡県公報

令和 2 年 7 月 14 日
第 119 号

目 次

告 示 (585号 - 589号)

- 保安林指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 2

公 告

- 介護医療院の許可 (介護保険課) …………… 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 6

公安委員会

- 意見募集の結果の公示 (警察本部交通企画課) …………… 6
- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通企画課) …………… 6

雑 報

- 令和元年度福岡県市町村職員共済組合の決算の公告 (市町村支援課) …………… 7

告 示

福岡県告示第585号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 2 年 7 月 14 日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成 3 年 8 月 27 日 農林水産省告示第1116号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年7月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 14 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	飯塚線 福岡	宮若市沼口667番5先 宮若市沼口657番1先

福岡県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	八香女春線	前	田川市大字伊田495番4先から 田川市大字伊田503番16先まで	7.2 ～ 10.0	32.0
			後	田川市大字伊田495番4先から 田川市大字伊田503番16先まで	9.3 ～ 12.1	

福岡県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

田川	県道	香春線	前	田川郡香春町大字香春1635番1先から 田川郡香春町大字香春1641番4先まで	6.8 ～ 8.0	151.0
			後	田川郡香春町大字香春1635番1先から 田川郡香春町大字香春1641番4先まで	7.9 ～ 9.0	

福岡県告示第589号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、平成31年4月福岡県告示第297号筑後中央広域都市計画下水道事業八女市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年7月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
八女市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑後中央広域都市計画下水道事業八女市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成10年12月25日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成31年4月福岡県告示第297号の事業地のうち、次の区域を加える。
八女市 今福 字寺ノ西、字十三歩の各字の一部
龍ヶ原 字緑野、字若草、字旭町、字中郷、字三本松、字日ノ出の各字の一部
蒲原 字長牟田、字中道端、字湯気ノ上、字湯気ノ下、字辺田、字小坂ノ上、字以多礼、字大島、字猪鎌口、字五反田、字小亀、字国分寺、字惣津町、字榎町の各字の一部
岩崎 字夕酌、字川南屋敷、字岩鼻、字中州、字池袋の全部及び字下

山、字野ノ下、字上大坪、字苦町、字國江、字中畠、字下大坪、字日和多志、字大出来、字以富、字小坂、字竹成、字茶々屋敷、字綿打、字天神木、字川北屋敷、字中津町、字高田、字下田の各字の一部

吉田 字岩鼻の全部及び字坂口、字屋敷内、字美男川の各字の一部

本村 字稻荷の全部及び字島巡、字溝狭間の各字の一部

大島 字八反田の全部及び字壺町田、字大坪の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 107 条第 1 項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第 114 条の 7 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 2 の 3 の規定により次のように公示する。

令和 2 年 7 月 14 日

福岡県知事 小 川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名 称 及 び 所 在 地	開設者の名称 又は氏名	許 可 年 月 日
介護医療院	40B1500030	今野病院介護医療院 大牟田市末広町 5 番地 2	医療法人完光会	令和 2 年 7 月 1 日

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 14 日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和 2 年 6 月 24 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) H I ヒロセスーパーコンボ小郡店

(2) 所在地 小郡市津古 1111-1 他

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ホーム インブルーメン トひろせ	代表取締役社長 中澤 孝志	大分県大分市大字古国府 243 番地 9

4 大規模小売店舗を新設する日

令和 3 年 2 月 25 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,150 平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物敷地内北側・東側平面	118
建物屋上平面	252
合計	370

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物北側	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物東側	95.9

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物北側	5.440
建物西側	14.820
建物西側	17.325
合計	37.585

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時00分～午後10時00分
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分～午後10時30分
- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
1箇所	店舗敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時00分～午後6時00分

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月14日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
田川郡呉土地改良区	令和2年7月1日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月14日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和2年6月10日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 イオンモール筑紫野
 - 所在地 筑紫野市大字立明寺434-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンモール株式会社

代表者：代表取締役 吉田 昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

（変更後）イオンモール株式会社

代表者：代表取締役 岩村 康次

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月14日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年6月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ニトリ福岡空港店

(2) 所在地 糟屋郡志免町別府北三丁目580番1 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ニトリ

代表者名：代表取締役 白井 俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(変更後) 株式会社ニトリ

代表者名：代表取締役 似鳥 昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

4 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ニトリ福岡志免店

(変更後) ニトリ福岡空港店

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月14日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年6月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 明治屋食品 ジャンボ市 久留米店

(2) 所在地 久留米市東合川五丁目1番44 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,371㎡

(変更後) 1,548㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
駐車場No.1	62台	124台
駐車場No.2	74台	67台
駐車場No.3	62台	76台
合計	198台	267台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
建物北東側	38台	
建物北側		50台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	変更前	変更後
建物西側	57.66㎡	

建物北側	80.00㎡	
建物東側		210.00㎡
合計	137.66㎡	210.00㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	変更前	変更後
建物東側	7.97㎡	
建物西側	10.33㎡	
建物北側		25.73㎡
合計	18.30㎡	25.73㎡

5 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後8:00

(変更後) 午後8:30

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8:30～午後8:30

(変更後) 午前8:30～午後9:00

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
建物敷地北側、西側及び東側	3箇所	3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	変更前	変更後
荷さばき施設 No. 1	午前8:00～午後7:00	
荷さばき施設 No. 2	午前4:00～午後7:00	
荷さばき施設		午前4:00～午後7:00

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年7月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和2年6月29日福岡市告示第213号）

公安委員会

福岡県公安委員会規則第11号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年7月14日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号ア(ア)中「幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(イ)中「に幼児」を「に小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(ウ)中「幼児」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(エ)中「幼児1人」を「小学校就学の始期に達するまでの者1人」に改める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第167号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、令和2年5月19日から同年6月17日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和2年7月14日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和2年福岡県公安委員会規則第11号）

2 規則の公布の日

令和2年7月14日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和2年7月14日

福岡県市町村職員共済組合
理事長 井上幸春

損益計算書の要旨

(単位：千円)

取	経 理 区 分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資	財形
	負担金	7,315,308	19,186,698	1,004,231	147,819			265,577	271,859				
	掛金(組合員保険料を含む)	7,375,420	12,220,147	1,004,220					202,844				
	特定健康診査等収入								81,570				
	組合員貸付金利息										20,774		
	委託商品手数料											11,638	
	補助金・交付金	731,100						114,160			148		
	利息及び配当金等					3,839	28,258	60	522	482,271			1
	その他の収入	50,928						544		21,307		3,070	
	他経理から繰入金							51,858					
	前年度支払準備金	1,088,975											
	計	16,561,731	31,406,845	2,008,451	147,819	3,839	28,258	432,199	556,795	503,578	20,922	14,708	1
入	給付金	7,068,251											
支	役員員給与							179,492	31,685	16,738	5,493	1,814	
	旅費・事務費							17,058	3,704	12,720	2,501	838	
	支払利息					3,839	28,258			410,019	4,011	3,823	

前期高齢者給付金、後期高齢・両支支援金	6,371,019																		
老人・退職者拠出金、介護納付金	1,416,972																		
連合会払込金	177,070																	1,138	
連合会拠出金	898,083																		
連合会分担金												22,214	5,566						
負担金払込金・掛金払込金		31,406,845	2,008,451	147,819															
事務費負担金払込金												117,934							
厚生費(保健事業)													520,721						
特定健康診査等費													17,642						
その他の支出	6,304											73,927	19,563	11,547	5,459	6,179			
他経理へ繰入金	51,858																		
次年度支払準備金	1,087,776																		
出 計	17,077,333	31,406,845	2,008,451	147,819		3,839	28,258	432,199	556,795	503,578	20,922	14,708	1						
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 515,602	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,574	△ 42,066	52,554	2,320	2,054				1

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	2,600,118	1,970,604	132,657	989	51,029	263,079	955,912	2,058,459	26,011,159	104,687	859,801	0
	固定資産					382,000	8,938,787	14,402	1	50,166,108	1,631,237		
	資産合計	2,600,118	1,970,604	132,657	989	433,029	9,201,866	970,314	2,058,460	76,177,267	1,735,924	859,801	0
負債	流動負債	670,086	1,970,604	132,657	989			12,991	21,236	70,347,663	1,210	436	
	固定負債	1,087,776				433,029	9,201,866	413,595	98,258	32,463	476,429	720,000	
	負債合計	1,757,862	1,970,604	132,657	989	433,029	9,201,866	426,586	119,494	70,380,126	477,639	720,436	0
純資産	資本剰余金												
	利益剰余金(欠損金)	842,256							543,728	1,938,966	5,797,141	1,258,285	139,365
	純資産合計	842,256	0	0	0	0	0	543,728	1,938,966	5,797,141	1,258,285	139,365	0
	負債・純資産合計	2,600,118	1,970,604	132,657	989	433,029	9,201,866	970,314	2,058,460	76,177,267	1,735,924	859,801	0